

新型コロナウイルス感染対策 学校施設等使用ガイドライン

令和4年6月3日（改正）
河津町教育委員会

令和4年6月3日より学校施設等（各学校グラウンド、体育館、中学校武道場、B & G体育館）の利用について、使用する団体等は以下の点に留意し使用するようお願いいたします。

1 利用者が遵守すべき事項

- 1) 以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせること
 - ア 体調が良くない場合（例：1週間以内に発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2) マスク（品質の確かな、できれば不織布）を持参し、受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること（但し未就学児は除く）
- 3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 4) 他の利用者との距離（できるだけ2m）を確保すること
- 5) 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 6) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 7) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 8) 施設利用前後のミーティングや懇親会においても、三つの密を避けること

2 利用者が運動スポーツを行う際の留意点

- 1) 十分な距離の確保
運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること
運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること
※感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である
- 2) 位置取り
走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気を避けるため、可能

であれば前後一直線に並ぶのではなく、並行する、あるいは斜め後方に位置
取ること

- 3) 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- 4) タオルの共用はしないこと
- 5) 飲食については指定場所以外で行わず、周囲の人とできる限り2mを目安に最低1mの距離を取って体験を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（飲食時以外はマスク（品質の確かな、できれば不織布）着用を徹底）
- 6) 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと
- 7) スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、次の点に配慮して適切に行うこと
 - ア 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - イ スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - ウ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

3 スポーツ用具の管理

スポーツ用具を複数の利用者が共有しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してください。やむを得ず学校等のスポーツ用具を使用する場合は、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、定期的かつこまめに消毒を行い、利用後は消毒すること

4 観客の管理

- 1) 施設内に入場させる場合は、観客同士が密な状態とならないよう観客者の人数を減らす
- 2) 大声での声援は送らない
- 3) 会話は控えること（会話する場合はマスク着用の事）

5 施設内の環境

- 1) 換気
換気の悪い密閉空間とならないよう定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、又は常時換気）
- 2) 施設の維持管理
モップ等でしっかりと汗を拭きとること
アルコールによる床の清掃は行わないこと
手の触れた場所は消毒をすること

6 その他

- 1) 施設利用時に出たごみは、持ち帰ること
- 2) 各種団体は、利用者を把握すること。